

2020年11月20日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

準備書面(5)

申立人（以下「組合」という。）は標記事件について以下の通り主張する。

第1 府労委の求釈明について

本件申立ての不当労働行為救済申立書1頁の「2. 請求する救済内容」の(1)で求めている、「団交に『誠実』に応じること」の具体的な内容については、求釈明に記載されているとおりの団交である。

第2 被申立人準備書面(4)に対する主張・反論

1 について

2020年2月17日、事前折衝に訪れた組合に対して、プール学院は「校内で団交ができない理由を説明」と再び主張する。折衝時はお互いに記録を残していないのであるから、その真偽を立証する手段はない。しかしながら、本件団交議事録では学院がこのような説明・主張をした記録は一切出てこない。組合は学院が提出した準備書面(2) 1(3)の記載によって初めて学内で団交に応じられないとする学院の説明を知ることとなったのである。

また、ここで明かされた説明は全く根拠のない後付けの理由である。

組合は、本件申立て以降、2020年9月7日付で別件団交申し入れを行なった(甲第20号証)。その際、学内で団交を行うため組合本部から既に学院との団交に出席し、面識のある女性執行部のみが出席することを伝えた。しかしながら、学院はそのような条件においても学内での団交は行えない旨を組合に回答した(甲第21号証)。このことから、学院が主張してきた女子校であることを理由にセキュリティのために行えないとする説明は虚偽であり、組合を部外者として差別するための口実にすぎない。

2 および3 について

2において学院は桜井事務局長の発言の意図を賃金削減について「決定している旨」を伝えるものであったと主張する。そのことについては、組合が準備書面（3）第1の2に主張するところと一致しており争いはない。

一方、3において学院は「非常勤講師の賃金引き下げが決定されたのは、令和2年3月2日の常務理事会である」と主張しており、この2つの主張は矛盾する。本件第1回団交が行われた同年2月22日の発言は、団交拒否の意思を表したものであることは明白である。

また、組合は3月2日に行われたとする常務理事会での決定に関する証拠の提出を求めたが（準備書面3第1の2）、学院はその証拠を示せずにいる。

以上